

生活にお困りの方への支援制度が始まります

# 問題解決に向けて、相談員が あなたと一緒に取組んでいきます

たかく、  
そのさきへ



- 仕事が長続きせず、働くことに不安を感じている。
- 仕事を失って生活に困っている。家賃が払えない。
- 借金の返済が多く、今の収入では生活できない。
- どこに相談したらよいのか分からない。

生活支援窓口は、みなさんが安定した生活を送れるよう支援するところです。

ご家族など周りの方からのご相談もお受けします。  
まずは、お気軽にご相談ください。

相談支援は次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 高崎市内に居住している。
- 十分な所得が無く、生活に困っている。
- 生活保護を受給していない。

## 相談窓口のご案内

月曜～金曜日（祝日、年末年始除く）  
午前8時30分から午後5時15分まで  
高崎市高松町35-1 高崎市役所内

**社会福祉課 生活支援担当**

**電話：027-321-1302**

**FAX：027-326-8876**



# 相談の流れ



## 面接相談 同行

### ①まず、困っていることを何でも話してください

就労や家庭、心身のことなど、抱えている問題を相談支援員がおうかがいします。

相談無料

### ②必要な支援を計画的に提供できるようにプランを作成します

抱えている問題を整理して、必要な支援について一緒に話し合いながら、プランを作成します。

秘密厳守

### ③自立のため、一緒に目標に向けて取り組みましょう

ハローワークや法律相談など、専門機関とも連携しながら取り組みます。



## 問題解決による自立生活へ



### アフターフォロー

その後の生活状況を確認し、必要に応じて再相談を行います。



## 相談支援の内容

### あなただけの支援プランを作ります

#### 『自立相談支援事業』

- ・生活の困りごとや抱えている不安について、相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを整理します。
- ・具体的な支援プランをあなたと一緒に作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
- ・訪問による支援も含めて、生活に困窮している人を早期に把握して、支援します。

### 家賃相当額を支給します

#### 『住居確保給付金の支給』

- ・就職を希望しているが、離職などにより住居を失った方、または失う恐れの高い方に、一定期間、家賃相当額を支給します。
  - ・生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。
- ※離職後2年以内及び65歳未満であって、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。